

債務整理についての注意事項

1 借入先について

銀行、クレジットカード、消費者金融などの借入だけでなく、勤務先、知人からの借入れなど全ての借入先を司法書士にお知らせください。

2 新たな借入れの禁止

司法書士に債務整理を依頼した後、新たな借入をすることは絶対にやめてください。携帯電話、インターネットプロバイダー、公共料金などの料金をクレジットカード払いにしているときも、早急に支払方法の変更が必要です。

3 自動引き落とし

クレジット・信販会社等への返済を銀行預金などからの自動引き落としにしている場合、債務整理の開始後も引き落とされてしまうことがあります。そのため、残高をゼロにして、その後の入金がないようにするか、自動引き落とし停止の手続きをしてください。自動引き落としの停止は銀行の窓口で依頼してください。

4 給与振込口座

給与の振込先の金融機関からカードローンなどの借入れがある場合、別の金融機関に給与振込口座を別の銀行に変更するか、現金で支給してもらうようにしてください。そうしないと、借入金と預金が相殺されてしまう場合があります。

5 連帯保証人の責任

債務整理の手続を開始すると、債権者は連帯保証人に請求をしますので、事前に事情を話しておく必要があります。連帯保証人も支払不能なときは、保証人も同時に債務整理をすることになる場合もあります。また、自分自身が、他人の借入の保証人となっている場合も必ずお知らせください。

6 連絡先の確保

債務整理の手続中には、司法書士からいつでも連絡を取れるようにしておいてください。電話番号が変更になった場合や、電話が使用停止になったときは、ただちにご連絡ください。途中で連絡が取れなくなったときは、ご自宅・勤務先等へお手紙でご連絡を差し上げる場合があります。

7 債務整理費用のお支払い

債務整理費用として、お支払いいただくことを決めた費用は、必ず支払日までにお支払いください。もし、期日までに支払うことができなくなった場合でも、必ず事前にご連絡ください。

誓 約 書

私は、上記の注意事項をよく読み、理解しましたので、必ず守ることを誓約します。もし、守れなかった場合、貴殿が、私の債務整理についての代理人を辞任し、直ちに事件処理を中止しても、何ら異議を述べません。

平成 年 月 日

司法書士 高島 一寛 殿

氏名